


















EU拡大と

日本への影響



欧州連合 (EU) 加盟国 EU Member States

	ベルギー	Belgium	(Belgique/België)
	チェコ	Czech Republic	(Česká republika)
	デンマーク	Denmark	(Danmark)
	ドイツ	Germany	(Deutschland)
	エストニア	Estonia	(Eesti)
	ギリシャ	Greece	(Elláda)
	スペイン	Spain	(España)
	フランス	France	(France)
	アイルランド	Ireland	(Ireland)
	イタリア	Italy	(Italia)
	キプロス	Cyprus	(Kýpros/Kıbrıs)
	ラトヴィア	Latvia	(Latvija)
	リトアニア	Lithuania	(Lietuva)
	ルクセンブルグ	Luxembourg	(Luxembourg)
	ハンガリー	Hungary	(Magyarország)
	マルタ	Malta	(Malta)
	オランダ	Netherlands	(Nederland)
	オーストリア	Austria	(Österreich)
	ポーランド	Poland	(Polska)
	ポルトガル	Portugal	(Portugal)
	スロヴェニア	Slovenia	(Slovenija)
	スロヴァキア	Slovakia	(Slovensko)
	フィンランド	Finland	(Suomi/Finland)
	スウェーデン	Sweden	(Sverige)
	英国	United Kingdom	(United Kingdom)

加盟予定国 Accessing Countries

	ブルガリア	Bulgaria	(Bǎlgarija)
	ルーマニア	Romania	(România)

加盟候補国 Candidate Countries

	クロアチア	Croatia	(Hrvatska)
	トルコ	Turkey	(Türkiye)
	マケドニア旧ユーゴスラビア	Former Yugoslav Republic of Macedonia	(Poranešna Jugoslovenska Republika Makedonija)

※国名は自国語表記 (カッコ内) によるアルファベット順

目次

はじめに	4
第1章 概説：日本およびその他の非EU 諸国にとってのメリット	9
第2章 拡大のマクロ経済的メリット	11
第3章 EU基準と規則の段階的導入のタイムテーブル	14
第4章 新規加盟国による共通関税導入の影響	19
第5章 拡大後の投資インセンティブと国家補助	19
第6章 拡大が日本に及ぼすその他の影響	20
第7章 構造基金および結束基金の利用	23
第8章 シェンゲン協定	24
第9章 農業	25
第10章 拡大から2年、大きな成功	26
付属資料	29

はじめに

ブルガリアとルーマニアの欧州連合（EU）加盟プロセスが終幕を迎えようとしている。この2カ国との加盟交渉は2004年12月に終結し、2007年1月に正式にEUに迎え入れることを目的とした加盟条約が2005年4月に調印された。現在は批准作業が進行中である。また、EUは、2005年10月3日にルクセンブルグにおいて開催されたEU理事会の一般理事会において、クロアチアとトルコとの加盟交渉を正式に開始した。

すべての西バルカン諸国にはEU加盟の可能性がある。アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、1999年6月10日の国連安全保障理事会決議1244に基づくコンボを含むセルビアとモンテネグロは、将来的に加盟候補国となりうる国々である。2005年12月には、欧州理事会（EU首脳会議）がマケドニア旧ユーゴスラビア共和国を加盟候補国とする決定を下したが、加盟交渉はまだ始まっていない。

EU加盟申請日

ブルガリア：.....	1995年12月14日
クロアチア：.....	2003年2月21日
ルーマニア：.....	1995年6月22日
トルコ：.....	1987年4月14日
マケドニア旧ユーゴスラビア：.....	2004年3月22日

欧州連合（The European Union）



<2006年9月現在>

ブルガリアとルーマニアの加盟により、2004年の5月の主に中・東欧の10カ国の加盟で始まった第5次拡大が完了することになる。

ブルガリアとルーマニアの加盟に関する条件は、この2カ国がEU加盟25カ国と2005年4月に調印した加盟条約において合意されている。そこでは、理事会が欧州委員会の勧告に基づいて、2008年まで延期する決定を下さない限り、2007年1月1日に加盟することが規定されている。

欧州委員会は、両国が確実に最終的な加盟準備を成功裏に終えるために、全面的な取り組みを行っている。そのために、両国における進捗を監視し、その改革努力を支援するために的を絞った援助を提供している。

両国が自国の政治・経済制度を、機能する民主主義と市場経済へ見事に変貌させたことは、賞賛に値する。欧州委員会の2006年5月の報告書は、ブルガリアとルーマニアが加盟国となるための政治的条件を満たしていることを確認するとともに、いくつかの未解決の問題が処理されれば、2007年1月1日の加盟に向けた準備が整うであろうという見方を示した。

欧州委員会は、今後もブルガリアとルーマニアの加盟準備を支援するが、加盟条件を満たすことができない場合には、EU条約の番人として取るべき行動を取り、2007年1月1日の加盟期日を維持できるか否かを検討することになる。

拡大プロセスは、EUがトルコとクロアチアと加盟交渉を始めた2005年10月3日に、再び大きく前進した。長年にわたる（トルコの場合は数十年に及び）準備を経て、この2つの候補国は、正式に、加盟プロセスの次の段階に歩を進めた。

加盟交渉は、2004年12月の欧州理事会結論に基づき、交渉の方法と指針を設定した「交渉枠組み」に応じて進められる。交渉の大部分は、全EU加盟国と候補国が参加する政府間会議において実施される。

交渉が確実に前進するように、加盟候補国は、加盟要件、特に、以下に示す最も重要なコペンハーゲン基準を満たすことにおいて、着実な進捗を刻むことが必要とされている。

- 民主主義、法の支配、人権およびマイノリティの尊重と保護を保障する安定した諸制度を有すること
- 市場経済が機能しており、EU域内での競争圧力と市場原理に対応するだけの能力を有すること
- 政治・経済・通貨同盟の目的の厳守とEU法総体を適用し実施する行政能力をはじめとする加盟国としての義務を負う能力を有すること

欧州委員会は加盟交渉の第一段階である、スクリーニングと称される分析的検討を始めた。この1年がかりの作業により、候補国はEUのアカ（アキ・コミュニテール＝EU法の総体）への理解が促進されるとともに、欧州委員会とEU加盟国にとっては、交渉を始める前に、候補国の準備状況の度合いを評価することができる。

EUは西バルカン地域の安定と発展において断固たる取り組みをする方針であり、それらの国々を欧州統合への展望と密接に結びつける戦略を実施している。

同地域の安定化を図るためにEUが最初に行った試みは、1996年12月、デイトン和平協定の実施を支援するために、当時の議長国フランスの下で起動させたロワイヨール・プロセスであった。これは、市民社会、文化、人権の分野における地域プロジェクトの促進に焦点を当てたものであった。現在では、ロワイヨール・プロセスは安定化・連合協定（後述）の枠組みにおいて議会間関係部分を担っている。

1997年4月、EU理事会の一般理事会は、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、当時のユーゴスラビア連邦共和国とマケドニア旧ユーゴスラビア共和国の5カ国と、二国間関係を構築するための政治的・経済的条件を確立する地域政策を採択した。条件の中には、民主主義の原則、人権、法の支配、マイノリティ

の保護、市場経済改革、地域協力の遵守が含まれていた。

1999年5月26日、欧州委員会は、それらの国々とEUとの関係を発展させるための新しい枠組みとして、**安定化・連合プロセス (Stabilisation and Association Process=SAP)** の創設を提案した。これは、西バルカン諸国が加盟を果たすまでEU政策であり続けるものだ。

EUとの関係を緊密化させるためには、当該諸国は自らの政治的・経済的・制度的発展を、民主主義、人権の尊重、市場経済といったEUの基本的な価値観やモデルに適合させることが必要となる。EUは、同地域において必要な改革を導入するために支援を行う。

安定化・連合プロセスは、同地域の国々がEUと**安定化・連合協定 (Stabilisation and Association Agreement=SAA)** という新しい種類の協定を締結する可能性を提供するものであり、かつて中・東欧諸国にEU加盟の展望を与えたと同様、西バルカンの諸国にEU加盟への具体的な展望を初めて開かせるものなのである。

これまでにEUは、アルバニア、クロアチア、マケドニア旧ユーゴスラビア、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナと安定化・連合協定の締結に向けた交渉を行っており、うちクロアチアとマケドニア旧ユーゴスラビアとは同協定の締結を果たした。独立したばかりのモンテネグロにも、すべての政治的・経済的条件を満たすことを条件に、協定締結に向けた交渉を開始することを呼びかけている。コソボには条約を締結する権限がないため、交渉を行うことはできないが、いわゆる安定化・連合プロセスのトラッキング・システム (STM) が、「欧州パートナーシップ」(後述)の実施を協議する場を提供することを目的に始動している。

かつて、加盟候補国と結んでいた「欧州協定」と同様、安定化・連合協定もまたEUと西バルカン諸国との関係に関して、加盟までの契約的枠組みを提供するものである。



安定化・連合協定には以下のような分野が含まれている。

- 政治対話
- 地域協力
- 4つの自由——2007年までに工業製品と大半の農産物について自由貿易領域を創設することを含む
- 競争、知的財産権、公共調達などの分野における綿密な規則を含め、自国の法律をEUのアキに調和させること
- 司法、自由、安全保障を含む全EU政策分野における広範な協力

安定化・連合協定の通商条項は非対称的に西バルカン諸国の側に有利なものとなっている。つまりこれらの国々に対しては、ほぼすべての製品について、拡大EU市場への無税のアクセスが無制限に与えられている。例外としては、子牛肉、水産品、ワインに関税割り当てが残っているだけである。西バルカン諸国側は、EUから輸出される工業製品に課す関税を、2007年までに段階的に撤廃する。

この安定化・連合プロセスは、**EU加盟の展望**に明確に連結した戦略であり、各当事国の発展の水準に対応させることで、それぞれが独自のペースで進むことを可能とする。

強化された地域協力はこのプロセスにとって極めて重要な要素であるとともに、西バルカン諸国のEUへの統合に対する準備態勢を示す定性的な指標である。**安定化・連合プロセスに関する年次報告書**は、西バルカン諸国がEUとの調和を進める上での積極性を評価するものだ。参考期間における各国の進捗をまとめるとともに、地域協力の監視と、安定化と連合のための措置がもたらした影響の評価を行う。毎年発表される拡大パッケージとともに、国別の詳細な進捗報告書が公表される。

2003年6月に開催されたテサロニキ (ギリシャ) 欧州理事会において、EUは西バルカン諸国のEU統合に対する確固たる取り組みを再確認した。安定化・連合プロセスは、拡大戦略の際立つ

た側面が含まれたことで、より充実したものとなり、この新たな課題により良く対応できるようになった。テサロニキにおいて、西バルカン諸国の改革プロセスを支援し、EUとの調和を促すための一連の新たな施策が導入された。そのような新しい手段の中で最も遠大なもののひとつが、候補国を対象とした加盟パートナーシップをひな型にした**欧州パートナーシップ**である。欧州パートナーシップが最初に承認されたのは2004年のことである。これは、対象国が取り組むべき短中期的優先課題を特定することにより、それぞれの改革と将来の加盟に向けた準備を支援するものである。

2006年3月のザルツブルグ (オーストリア) 欧州理事会においては、西バルカン諸国の加盟という目的をEUが支持するとのメッセージが強調されるとともに、同地域に強化政策を提供する文書が採択された。「ザルツブルグ・コミュニケーション」と称される同文書には、EU政策と施策を強化するための、また、査証と貿易の円滑化と教育 (同地域の学生により多くの奨学金を提供するなど) を特に促進することにより、同地域の人々を欧州の主流に取り込むための具体的な措置が設定されている。

西バルカン地域のすべての国には、将来的にEUに加盟する展望が開けている。この目標は、2000年6月のフェイラ (ポルトガル) 欧州理事会で採択され、2003年6月のテサロニキ欧州理事会で確認されている。

加盟候補国に認定されているクロアチアとマケドニア旧ユーゴスラビアは、今後も安定化・連合プロセスにとどまる。

その他の、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロ、国連安全保障理事会決議1244に基づくコソボを含むセルビアは、将来的に候補国となる可能性がある。

拡大プロセスにおける主要な出来事

- ▶ 1987年 トルコがEEC（欧州経済共同体）へ加盟申請する
- ▶ 1993年 コペンハーゲン欧州理事会にて中・東欧諸国へのEU拡大が承認され、加盟基準が定義される
- ▶ 1990-96年 中・東欧諸国と連合協定（欧州協定）が締結される
- ▶ 1994年 エッセン欧州理事会にて加盟前戦略が承認される
- ▶ 1994-96年 中・東欧10カ国が加盟申請する
- ▶ 1995年 ブルガリアとルーマニアがEU加盟申請を行う決定を採択
- ▶ 1998年 チェコ、エストニア、キプロス、ハンガリー、ポーランド、スロヴェニアとの加盟交渉を開始。マルタが、凍結していたEU加盟申請を再開する
- ▶ 1999年 ベルリン欧州理事会が「アジェンダ2000」と拡大のための財政計画に合意
ヘルシンキ欧州理事会がブルガリア、ラトヴィア、リトアニア、マルタ、スロヴァキア、ルーマニアとの交渉開始を決定するとともに、トルコを他の候補国と同等の加盟候補国と承認する
- ▶ 2000年 ザグレブ（クロアチア）での首脳会合において安定化・連合プロセス（SAP）が開始される
- ▶ 2001年 SAP諸国のために策定された新CARDSプログラムの始動
EU理事会がEU・トルコ加盟パートナーシップを採択する
クロアチアおよびマケドニア旧ユーゴスラビアと安定化・連合協定（SAA）を締結する
- ▶ 2002年 コペンハーゲン欧州理事会にて、チェコ、エストニア、キプロス、ハンガリー、ラトヴィア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロヴァキア、スロヴェニアとの加盟交渉を完了する
- ▶ 2003年 1月31日、プロディ欧州委員会委員長がアルバニアとの安定化・連合協定交渉を正式に開始（同交渉は現在も進行中）
クロアチアが加盟申請を行う
テサロニキ欧州理事会においてSAPが西バルカン諸国に対するEU政策として再認され、それらの国々のEU加盟への展望が確認される（SAPに参加している国はEU加盟の資格を有し、自らの準備が整い次第加盟できる）
- ▶ 2004年 4月16日、アテネにて加盟交渉の完了した前記10カ国との加盟条約が調印される
マケドニア旧ユーゴスラビアがEU加盟申請を行う
6月、欧州理事会がクロアチアを候補国として確認し、国連安全保障理事会決議1244において定義されるコンボを含むセルビア・モンテネグロとの欧州パートナーシップを採択する
12月、ブルガリアとルーマニアとの全31章に関する加盟交渉が暫定的に終了する
- ▶ 2005年 4月25日、ルクセンブルグにおいてブルガリアとルーマニアとの加盟条約が調印される
10月、クロアチアとトルコとの加盟交渉が開始、「スクリーニング」が始まる
10月にセルビア・モンテネグロと、11月にボスニア・ヘルツェゴビナとSAA交渉が開始する
12月、欧州理事会がマケドニア旧ユーゴスラビアを加盟候補国に認定する決定を下す
- ▶ 2006年 2月、国連主催によるコンボの将来に関する交渉が始まる
5月、旧ユーゴスラビア国際刑事法廷への協力が見られないことを理由に、欧州委員会がセルビア・モンテネグロとのSAA交渉を中止する
5月、欧州委員会が報告書において、準備努力が強化されれば、ブルガリアとルーマニアの2007年の加盟は可能と指摘する
欧州委員会が、5月21日の国民投票においてモンテネグロ人の55.5%が独立を支持したことを受けて、セルビアとは別にモンテネグロとのSAA交渉の準備を開始する
6月、EUとアルバニアがSAAに調印する
- ▶ 2007年 1月、ブルガリアとルーマニア加盟予定（遅れたとしても2008年1月までに加盟）



第1章

概説：日本およびその他の非EU諸国にとってのメリット

拡大は、以前にもましてさらに大きな市場を生み出すことになり、これによって物とサービスのより自由な移動が可能になる。また、ビジネスに関する単一のルールが適用される地域が広がり、さらに、新たに加わる地域のルールの水準は引き上げられる。その結果、日本企業にとっても多くの新しい機会が生まれることになる。

1.1 一層大規模な市場

非欧州連合（EU）諸国は、単一市場が拡大し、新規加盟国の市場へのアクセスが簡素化・強化されることで利益を得ることになる。

- 貿易に関し、現在EU域内に加盟国間の国境は存在せず、規則と基準の調和によって、いくつかのEU域外の国に比べてより自由な物とサービスの流れが保障されている。拡大によって、こうした特性は加盟予定国にも適用されることになる。ルーマニアにおいて起業した日本投資家は、EU27カ国すべてにおいて、EU加盟国の事業者と全く同じ条件の下で、サービスを

提供する自由を持つことになる。

- これからの数年でさらに加盟国が増え、総人口が5億人を超すEUは、先進国の中で最大の消費者市場としての位置づけを強化することになる。
- 拡大EUは、世界貿易のおよそ19%、また世界の国内総生産（GDP）の4分の1を占めることになる。また、世界の対外外国直接投資（FDI）の46%を占め、世界の対内FDIの24%を受け入れることになる。

1.2 ビジネスに適用される単一のルール

拡大の結果、EUの通商政策は新規加盟国にも適用される。EU加盟国には単一貿易体制が、加盟予定国にはそれぞれ異なった体制が存在するという現行の体系はなくなる。単一の貿易ルール、単一の関税、および単一の行政手続きが、拡大EU全域に適用され、その結果、日本の事業者が欧州域内で行う取引は大幅に簡素化されることになる。

- 拡大は手続きの簡素化のみならず、さまざまな直接かつ具体的な経済的利益を非EU諸国にもたらす。それは、現在EUが採用している第三国の待遇に関する開かれた基準を、新規加盟国が採択することによって実現する。
- 技術的な規則に関する、単一市場の「単一の基準をすべてに」という原則は新規加盟国にも適用される。

1.3 高いルール水準を伴うよりオープンな経済

現在EU内の投資家に与えられている高い待遇の水準が、拡大EU全域にわたって適用されるようになる。域外投資家は新規加盟国において自由に企業を設立できる。つまり、投資家の国籍にかかわらず、新規加盟国に設立されたすべての企業には設立の権利や資本の移動の自由が付与される。日本やその他の国の海外投資家は、以下の恩恵を享受することになる。

- 新規加盟国が知的財産権（IPR）保護に関するEU指令を採択するため、非EU諸国は、新規加盟国においてより高いレベルのIPRの保護を受けることになる。欧州協定には既に、ブルガリアとルーマニアの果たすべき義務が含まれている。安定化・連合プロセスの枠組みにおいては、安定化・連合協定および世界貿易機関（WTO）の要件に沿った工業所有権および知的財産権の効果的かつ適切な保護と執行を通して、西バルカン地域の経済発展を支援するために、CARDS地域IPプログラムが考案されている。
- 加盟予定国の中で、WTOの政府調達協定（GPA）に加盟している国はない。すべての新規加盟国は、EU加盟後、自動的にGPAを遵守することになり、また、政府調達に関するEC法令を適用することになる。既加盟国であろうと新規加盟国であろうと、EU域内に事業基盤を持つ入札者は、国籍による差別を受けることはない。
- 日本に対するGPAに基づいたEUの現行のコミットメントは影響を受けることはない。日本の製品、サービス、供給者は、拡大EUにおける新しい機会から利益を受けることができる。

- 法規の調和によって、すべての企業に、なじみのある現行の法律や基準に基づいた規制枠組みが提供される。貿易障壁がなくなり、現在行われている莫大なインフラ投資が完了するにつれ、EU域内貿易はより一層繁栄することになる。

1.4 日本企業にとっての新たな機会

拡大はまた、日本のように輸出が盛んな国にも新たな機会を提供することになる。自由貿易への障壁がなく、合意に基づく基準が存在し、調和した法的枠組みと規則を持つ、5億人近くの消費者を抱える市場に現地事業所を持つことによる明らかなメリットを通じて、日本の企業家は欧州の発展の恩恵を享受することができる。

- とりわけ日本が国際的な比較優位を有する自動車、家電製品、携帯電話、情報技術などの分野において、日本企業は有利な立場に置かれ、EUにおける成長率の加速、生活水準の向上から利益を得ることになる。
- アイルランド（1972年加盟）、スペイン（1986年加盟）、およびフィンランド（1995年加盟）など、今までのEU拡大の事例から見て、新規加盟国において成長に大きく弾みがつくことが期待されている。しかし、力強い発展はこれらの国々に限られるものではない。発展はEU全域に及び、近隣地域にも広がる。
- 今や新規加盟国のいずれの国における生産も欧州全域の顧客を対象としている。
- 安い人件費や改善されたインフラという比較優位性によって、新規加盟国では生産コストが下がり、すべてのEU加盟国向けの販売が有利になる。また、新規加盟国はEU以外の東欧諸国やロシアへの玄関口としての役割を果たすことになる。



第2章

拡大のマクロ経済的メリット

2.1 数値に基づく情報

拡大は、すべての関係者に恩恵をもたらす。拡大は、新規加盟国にとっても、既加盟国にとっても、欧州連合（EU）と貿易関係や投資関係を持つ非EU諸国にとっても有益なものとなるだろう。

EUは、南東欧州諸国にとって飛び抜けて重要な貿易パートナーである。2005年にはそれらの国々とEUとの貿易は790億ユーロに上り、2001年に比べ53%増加した。その間、すべての国が対EU貿易の増加を経験している。最大の増加を記録したのはルーマニア(+67%)とブルガリア(+52%)であり、EU加盟プロセスに引き続き通商・経済統合のプロセスの重要性を強く反映した結果となっている。2005年におけるEUとブルガリアの貿易は124億ユーロに上り、

1995年時点と比べ倍増している。ルーマニアも同様に著しい伸びを見せ、2005年の貿易額は371億ユーロとなり、1995年の3倍に膨らんでいる。¹

EUの対西バルカン特恵的貿易措置が発効した年である2001年以降の西バルカン諸国からのEU輸入の動向には、その特恵的措置の効果がはっきり表れている。2001年から2005年までに、西バルカン諸国からEUへの輸入は38%増えているが、国によって状況は異なっている。ブルガリアとルーマニアに比べれば増加率は低いものの、EUの特恵的貿易措置が西バルカン諸国の輸出実績²を押し上げる効果があることを示している点に変わりはない。

¹ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/april/tradoc_128213.pdf
² http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/april/tradoc_128215.pdf

EUとトルコの通商関係は緊密であり、EUはトルコにとって他をはるかに上回る最大の輸出入先である。一方EUにとってトルコは、輸入先国としては7位、輸出先国としては6位に位置している。トルコからEUへの輸入は、繊維が圧倒的に多く、全体の約4割を占めている。その他の重要な輸入品目としては、輸送資材(16.3%)、農産品(8.9%)、事務機器と電気通信機器(5.8%)が挙げられる。トルコの輸入は主にEU(52.4%)、ロシア(7.5%)、米国(4.6%)、スイス(3.9%)、中国(3.5%)、日本(2.4%)から行っている。EUからトルコへは主に機械(28.3%)、化学品(16.4%)、輸送資材(19.1%)を輸出している。³

新規加盟国が現行のEUの所得水準に追いつくには数年を要するであろうが、拡大はGDPの成長を押し上げると期待される。過去の経験は新たな加盟国に明るい見通しを与えている。例えば、25カ国に拡大してから2年後には、新規加盟国の経済成長率は平均して3.75%を記録、その結果、追い上げプロセスが順調に進み、1997年には既加盟15カ国比で44%であった平均所得が、2005年には50%に上昇した。⁴

第5次拡大の効果により、EUの既加盟国においても今後10年間にわたってGDP成長が高まる可能性があり、その増加率は累計で0.7%ともいわれている。しかし、中長期的には、成長や貿易に与える効果はより顕著になると考えられる。これは新規加盟国における成長や需要が増大することによるのみならず、新規加盟国と既加盟国の両方において、産業の構造改革が進行し、供給サイドにも強力な効果が表れるからである。単一市場が拡大することにより、新旧加盟国にとって、競争が高まり、投資と規模の利益が向上することになる。⁵

2.2 拡大のメカニズム

拡大によって、残存する障壁が撤廃され、地域貿易が簡素化されるだろう。その結果、貿易が増えたと見られており、とりわけ農業のような、従来の貿易協定のもとで貿易の自由化が不完全であった分野では顕著な伸びが予測される。貿易増加の大部分は、産業内貿易が占めることになる予想されている。

新規加盟国における銀行分野の近代化によって、金融市場の統合が進んでいるが、それは外資系銀行の支援や金融仲介活動の効率改善に負うところが大きい。

外国直接投資(FDI)もまた、ただ単に工業分野における近代化の手段としてだけでなく、国内貯蓄を補完し、需要を刺激することによって、新規加盟国の経済変革の一翼を担っている。FDIのフローは拡大を先取りして急増している。ルーマニア銀行により提供された統計によると、商環境の改善、一定税率の効果、同国に対する外国投資家の積極的な態度などが決定的要因となり、2005年には過去最高額のFDI誘致(前年同期比で26.8%増の52億ユーロ)を記録している。⁶

ブルガリア銀行の暫定記録によると、2005年1月から9月の同国へのFDIは、13億2,000万ユーロに達しており、前年同期の11億9,000万ユーロより、11.5%増加している。⁷

2.3 為替相場メカニズム(ERM) IIとユーロの採択

デンマーク、スウェーデン、英国の3カ国を除くすべてのEU既加盟国は、かつての自国通貨に替えてユーロを導入した。新規加盟国もまた、いずれはユーロ圏に加わる意向を表明している。EU条約には、新規加盟国が完全に通貨統合に参加するまでの道程が明確に定義されている。新



規加盟国は、すぐにユーロを導入することはできず、加盟後、該当するEU条約の要件を満たしていなければならない。要件には、最低2年間「欧州為替相場メカニズム(ERM) 2」に参加した上で為替基準を満たすこと等が含まれる。

新規加盟国は、EU加盟をもって、ユーロ導入の「権利と義務から除外されている加盟国」の立場で経済通貨同盟(EMU)に参加することになる。この立場は、加盟条約において確認されている。それは、何よりも、新規加盟国が欧州中央銀行制度(ESCB)に参加することを意味している。

新規加盟国は、その為替政策を共通の関心事項として扱わなければならない。つまり、経済のファンダメンタルズに一致しない為替レートや過剰な為替変動、為替の切り下げ競争等を避ける必要がある。新規加盟国は加盟後、いずれかの時点でERM2に参加することになっている。さらに、新規加盟国はその経済政策も共通の関心事と見なさなければならず、従って政策協調および監視手続きの対象となる。

ユーロ導入という次の段階に至るには、新規加盟国が高レベルの持続可能な収れんを達成していることが条約によって義務づけられている。この際、条約に規定されている収れん条件を基に達成度が評価される。

ユーロ圏への早期加入の決定は、各国の状況に照らして下されなければならない。しかしながら、収れん条件をすべて満たし、かつユーロ圏と高水準の経済的収れんを達成している場合は、EU加盟後にERM2に参加し、その後2年の試験期間を経て、ユーロを導入することができる。

単一通貨により統合されているEUの単一市場は、貿易障壁を引き下げ、リスクを減らし、より競争的な市場環境を醸成している。このような便益は拡大後も存続し、その結果として、コストと価格の上昇が生じないと予想される。

3 http://ec.europa.eu/comm/trade/issues/bilateral/countries/turkey/index_en.htm

4 「拡大から2年」欧州委員会臨時報告書No.24、2006

5 欧州委員会、拡大の経済的影響(2001年6月)
http://europa.eu.int/comm/economy_finance/publications/enlargement_papers/enlargementpapers04_en.htm

6 ルーマニア外国投資庁 <http://www.arisinvest.ro/level1.asp?ID=396&LID=2>

<http://www.investbg.government.bg/cgi-bin/e-cms/vis/vis.pl?s=001&p=0002&n=000060&g>

7 <http://www.investbg.government.bg/cgi-bin/e-cms/vis/vis.pl?s=001&p=0002&n=000060&g>



第3章

EU基準と規則の段階的導入のタイムテーブル

すべての加盟候補国との間では、加盟する際の諸条件を決定するための交渉が行われる。新規加盟国は、その加盟日をもって「アキ・コミュニテール（アキ）」、つまり、欧州連合（EU）設立にかかわる基本条約をもとに採択された詳細な法律や規則の総体を受け入れる。

交渉においては、加盟申請国によるアキ・コミュニテールの採択、実施、発効の諸条件や、範囲と期間を限定して適用される移行措置、に焦点が当てられた。過去の加盟交渉においても同種の取り決めがなされ、特定の法律や規則の遵守については、交渉で合意された期日までに段階的に実施することが可能であった。

ここでは紙面の都合上、交渉の全分野を取り上げたり、加盟にあたり各国との間で合意された具体的な移行措置をすべて列挙したりすること

はできない。以下、日本にとって最も関心のあられると思われる分野や移行措置に触れる。

2004年に加盟した10カ国とは、各分野の交渉を2002年10月に完了し、ブルガリアとルーマニアとは2004年10月に完了した。

第1分野 物の自由な移動

物の自由な移動の原則は、単一市場の基本理念のひとつであり、物がある国の国内で移動することと同様に、EU域内のある場所から他の場所へと自由に移動できることを保障する共通の規制枠組みを必要としている。つまり、基本的な技術的基準、製品認証、および度量衡の単位はEUレベルで規定されたルールに従う必要があるということになる。この分野におけるEUの法律は、加盟初日から完全に適用されなければ、域内市場の適切な機能は損なわれてしまう。

従って、EUは加盟予定国がアキ・コミュニテールを、遅くとも加盟日までに適用することを求めている。

第2分野 人の自由な移動

EU加盟国の国民はすべて自動的にEU市民となる。EU市民は誰でも、いかなる加盟国の領域内でも自由に旅行し、滞在し、居住する権利を有している。この権利には、欧州議会選挙、および居住地の地方議会選挙への参政権が含まれる。「アキ」には、職業資格の相互認証、市民権、労働者の自由な移動、および社会保障制度の協調、という4つの大きな分野が取り上げられている。

労働者の自由な移動に関しては、マルタとキプロスを除くすべての新規加盟国に共通の移行措置が提案されている。EU域内の自由な移動に関する一般的な権利は、すべての人に開かれており、労働者の移動に関して合意された移行措置の影響を受けるものではない。従って、例えば就学や滞在を目的とした移動に関しては、追加的な制限はない。しかし、被雇用者として働くことを目的とした移動は、最長7年間は制限できる。ただし、既EU加盟国は、この制限を適用するか否かを国レベルで決定することができる。

移行措置の重要な要素は次の通りである。まず、既加盟国は新規加盟国に対して、2年間は国レベルの措置を適用する。

この国レベルの措置の度合いによっては、労働市場への完全なアクセスが実現する可能性がある。この期間に続いて再検討が、2年目の終わりまでに自動的に1回、そして新規加盟国の要請があればさらに1回行われる。移行期間は5年で終了となるが、労働市場に深刻な動揺が見られる、あるいはその恐れがある加盟国は、この期間をさらに2年延長することができる。

第3分野 サービス提供の自由

本分野に関する「アキ」は、銀行等の金融サービス、保険や投資に関するサービス、および証券市場を扱うものである。これには、個人情報保護や当該情報の自由な移動に関する指令、企業立地選択の自由および職人・商人・農業従事

者へのサービス提供の自由に関する特別規則、自営業者に関する指令、そして技術的基準・規則・規定の分野における情報提供に関する情報社会指令が含まれる。

移行措置：ブルガリア

2009年末まで、より低い水準の
投資家補償

ルーマニア

2011年末まで、より低い水準の
投資家補償

第4分野 資本の自由な移動

資本の自由な移動の定義は、国境を越えた支払いや送金をはるかに超えるものである。欧州共同体(EC)設立条約は、加盟国間の資本の移動のみならず、一般的に加盟国と非EU諸国間の資本の移動に関しても、あらゆる規制を禁じている。ただし、非EU諸国に対して、加盟国は一定の規制を維持することはできる。これには、企業や不動産への投資または証券投資など、資産および負債の所有権の移転が含まれる。

さらに、本分野は支払い制度も扱い、国境を越える銀行送金および決済に関する2つの指令、そしてマネーロンダリング防止に関する指令も含む。

ブルガリアとルーマニアの移行措置：

- I. 別荘の取得に関する5年間の移行期間。但し、EEA（欧州経済領域）の国民で現在両国内に居住する者は、適用範囲から除外される。
- II. 農地および森林の取得に関する7年間の移行期間。但し、自営農業従事者は、適用範囲から除外される。

第6分野 競争政策

競争に関する「アキ」は、国営事業に関する事項や、民間事業、公共事業、および特別または独占的な権利を伴う事業に関する規則などを扱うものである。

合併規制は、EC合併規則4064/89（修正済み）に基づく。国家補助に関する「アキ」の一部は、運輸、農業、および漁業の分野で取り上げられている。エネルギー、運輸、電気通信、およ

び情報技術の各部門の自由化に関する指令は別の分野の解説で扱っている。

ルーマニアと合意している移行措置：

- I. 2002年7月1日以前に商業契約を結んでいる企業には、自由貿易地域法に基づいて、2011年12月31日までに「アキ」に適合しない国家補助金を段階的に廃止する。国家補助金は地域投資には認められるが、ネット補助率 (Net Aid Intensity) はネット補助金相当 (Net Grant Equivalent=補助金額から法人税等を差し引いた最終的な受益額を使って算出) で5割を超えてはならない (中小企業に関しては、ネット補助率の合計が75%を超えていない場合に限り、ネット補助金相当において65%まで認められる)。自動車部門においては、補助総額の上限は適格投資コストの30%とする。
- II. 2003年7月1日以前に永久投資家証明を受けた企業には、後発地域に関する緊急指令に基づき、2010年12月31日までに「アキ」に適合しない国家補助金を段階的に廃止する。国家補助金は地域投資には認められるが、ネット補助率はネット補助金相当で5割を超えてはならない (中小企業に関しては、ネット補助率の合計が75%を超えていない場合に限り、ネット補助金相当において65%まで認められる)。自動車部門においては、補助総額の上限は適格投資コストの30%とする。
- III. 加盟条約には、加盟予定日を2008年1月まで1年間延期することを可能にする特別セーフガードとともに、域内市場の分野におけるセーフガードが含まれている。ルーマニアに関しては、2005年に欧州委員会が作成する報告書において、競争政策分野、特に国家補助の執行記録に関して、深刻な欠点が指摘された場合には、いずれのセーフガードをも発動することができる。加盟延期のセーフガードを発動するためには、それが競争分野における特定条件の履行にかかわる問題による場合には、欧州委員会の勧告に基づいて、特定多数決 (通常は全会一致が必要) による理事会の決定が必要とされる。さらに加盟条約は、



2004年9月1日以降加盟日までに与えられた国家補助について、加盟後見直しを行う制度を規定している。その結果、違法が判明し、同国の国家補助の執行記録の改善が不十分である場合には、補助金の返還が課せられることになる。

第9分野 運輸政策

道路輸送に関する「アキ」は、社会、技術、財政、安全、および環境に関する要件という幅広い分野を網羅している。鉄道に関する「アキ」は、加盟国の鉄道市場を、競争する他の加盟国の鉄道事業に対して一層開放することを求める。航空輸送については、市場アクセス、安全、およびインフラの問題に対応する必要がある。海上輸送については、安全に関する「アキ」の施行が大きな課題として残されている。

移行措置：

ブルガリア 国外輸送業者による他の加盟国の国内道路輸送市場への参入の段階

的導入 (前述の通り)、国内の道路輸送業を運営する運送業者にかかわる財務基準 (2010年12月31日まで)、国内の非幹線道路網における軸重上限の段階的引き上げ (2013年12月31日まで)。

ルーマニア 国外輸送業者による他の加盟国の国内道路輸送市場への参入の段階的導入 (上述のとおり)、国内輸送に使用する一定車両について自動車税の段階的引き上げ (2010年12月31日まで)、国内の非幹線道路網における軸重上限の段階的引き上げ (2013年12月31日まで)。

第10分野 税制

本分野における「アキ」は主に間接税、とりわけ付加価値税 (VAT) と消費税制度を扱っており、直接税に関する「アキ」は法人税に関する

法律に限定されている。

移行措置：

VAT免除の対象となる中小企業の売上高の水準を2万5,000ユーロ (ブルガリア) と3万5,000ユーロ (ルーマニア) に設定、国際旅客輸送事業のVAT免除、果実栽培農家の個人消費用蒸留酒生産に対する物品税の特例、2009年12月31日までタバコの定率物品税の維持。

第13分野 雇用と社会政策

雇用と社会政策は、健康や安全問題、労働法、男女均等待遇といったEUレベルでかなり多くの「アキ」が存在する分野、また、社会的対話、雇用、および社会保護のように条約に基づいて取れん政策が策定されている分野を扱う。こうした分野では、具体的な施策を厳密に実施する法的義務はないが、条約の原則やルールに則した均質な社会的枠組み作りのために、それぞれの政策を協調させるといふ、非常に重要な一般義務がある。

移行措置：

タバコのタールの最大含有量について、指令90/239/EEC (指令2001/37/EECにより改正) の適用に2010年12月31日までの移行期間を認める。

第19分野 電気通信、情報技術 (IT)、郵便サービス

電気通信に関するEUの政策の包括的な目標は、EU市場の競争力を促進し、急速な技術発展の環境において、投資を刺激することである。電気通信分野は、それ自体がEUの経済の中でも高い成長を示している分野であり、同時に経済全体にとって重要な刺激となっている。

移行措置：

指令98/61/ECの「番号ポータビリティ」に関連する部分の実施に関して、2年間の移行期間を一度適用する。

第22分野 環境

環境に関する「アキ」は広範に及び、環境の質の保護、汚染その他の行為、生産過程や生産手続きおよび手続き上の権利、ならびに製品等の

問題に関する措置を、大半は指令の形で定めている。分野横断的な問題（環境影響評価、環境に関する情報へのアクセス、気候変動への取り組み）のほか、空気、廃棄物処理、水、自然保護、工業汚染規制、化学薬品、遺伝子組み換え作物（GMO）、騒音、原子力安全および放射線防護（原子力の利用によって生じる安全問題は、エネルギー分野の一部とされる）に関する品質基準が定められている。

移行措置：

ブルガリア 液体燃料の硫黄含有量（2011年まで）、貯蔵ガソリンからの揮発性有機化合物排出（2009年まで）、包装廃棄物の回収・リサイクルに関する改正指令（2014年まで）、一部の液状廃棄物の埋め立て処理（2014年まで）、廃棄物の輸送（2009年まで）、廃電気・電子機器（2008年まで）、包括的汚染防止・管理（2011年まで）、都市排水処理（2014年まで）、大型焼却場による大気汚染（2014年まで）。

ルーマニア 貯蔵ガソリンからの揮発性有機化合物排出（2009年まで）、包装廃棄物の回収・リサイクルに関する改正指令（2013年まで）、一部の液状廃棄物の埋め立て処理（2013年まで）、廃棄物の埋め立て処理（2017年まで——加盟国は2009年まで）、廃棄物の輸送（2011年まで）、廃電気・電子機器（2008年まで）、包括的汚染防止・管理（2015年まで）、都市排水処理（2018年まで）、飲料水の質（2015年まで）、地表水域への危険物排出（2009年まで）、大型焼却場による大気汚染（2013年までと2016-2017年）、有害医療廃棄物の焼却（2009年まで）。

第23分野 消費者保護

消費者と消費者保護に関する「アキ」には次の分野のものがある。虚偽誇大広告、製造物責任、戸別訪問販売、消費者金融、危険な模造品、バック旅行とホリデーツアー、製品安全、消費者契約における不当な条件、タイムシェア、通信販売、比較広告、食材の価格、消費財の販売に対する保証、および差し止め命令である。

第24分野 司法・内務分野

司法・内務に関するEUの政策の目標は、EUを自由・安全・司法の地域として維持し、一層発展させることである。EUの司法・内務政策の最も実用的な構成要素はおそらく、EU市民および非EU諸国の国民に対する域内の国境管理を撤廃したシェンゲン協定である（第8章参照）。しかしながら、EU加盟によって既加盟国と新規加盟国の間の国境管理がすぐさま撤廃されるわけではない。これまでの拡大のケース同様、国境の撤廃については、加盟後、新規加盟国の法的外および実質的な準備状況、とりわけEUの対外国境の管理能力についての精査に基づいて、理事会が別途決定する。

第25分野 関税同盟

新規加盟国の関税当局は、加盟初日から、EUの全市民と事業者の利益のために、その時点よりEUの対外国境となるそれぞれの国境を管理し、取り締まらなくてはならない。この分野の「アキ」は、主として関税同盟の機能および対外国境の有効な保護・管理を担保するいくつかの手段で構成される。

第4章

新規加盟国による共通関税導入の影響

新規加盟国は、加盟と同時に商品貿易に関する共通関税（CCT）を導入しなければならない。非EU諸国の中には、共通関税の導入の結果、新規加盟国の関税が引き上げられるのではないかという懸念を表明する国があった。しかし、実際は、加盟予定国の工業製品の加重平均関税率は、一般的にEUの想定平均である3.6%を上回っている。全体としての加盟予定国の関税保護のレベルは、拡大後には低くなる。

例えば、ブルガリアの現在の平均関税率が全製品で15.1%、農産品24.4%、水産品13.5%、工業品12.6%であるのに対し、EUの平均関税率は、それぞれ5.3%、9.4%、12.4%、4.2%となっている。⁸ 同国の関税保護は、加盟をもって、日本からのより多くの製品に対して引き下げられることになる。

このことは、ルーマニアの場合にはより顕著となる。同国の関税保護は現行の17.5%からEUの水準に引き下げられ⁹、日本企業は新規加盟国との貿易において、より低い関税の便益を享受することになる。

サービスについては、日本をはじめとする非EU諸国のサービス提供者は、加盟予定国に単一市場が広がり、既存のEU内と同じ待遇を受けるようになるため、恩恵を得ることになる。

4.1 WTOを通じた補償

第2章で述べた通り、加盟予定国のEUへの統合は、世界貿易の拡大に寄与することになる。もしも、他のWTO加盟国がEU拡大によりマイナスの影響を受けると判断するならば、それらの国は、WTOのルールに従って補償を求めることができる。当然ながらEUは、WTOルールに基づく義務を完全に遵守する。

第5章

拡大後の投資インセンティブと国家補助

EUと加盟予定国および候補国との関係のありかたは、連合協定と関税決定（トルコの場合は関税同盟協定）、それらの下で採択される付属条項（各国別の反トラスト規則、国家補助規則など）で決まる。

あらゆる拡大交渉において、競争が最も困難な分野のひとつであった。極めて当然のことながら、EUの単一市場に参加しようとする国は、自国経済を競争に対応できるようにしておくことが必要である。加盟を控えた国の準備ができていなければ、その国の企業が経済的に破たんする危険が生まれる。特にこの分野において言動ではなく行動が意味を持つのは、このためでも

ある。競争規律に関するかぎり、単なる政治的「コミットメント」では不十分である。この極めて重要な分野においては、どの国も加盟のかなり前から、必要な法的枠組み、適切な行政能力、信頼できる執行記録の3つの要素を整備しておかなければならない。従って、新規加盟の前で外国投資家にとっての条件は総体的に大きく変化しない。これは、欧州協定の下で、加盟予定国がEUの国家補助規則の実施を義務付けられているからだ。

にもかかわらず、日本の投資家は、EU加盟によってもたらされる法的確実性の向上による恩恵を得ることになる。制度上、国家補助に関す

⁸ <http://www.mi.government.bg/eng/integration/eu/docs.html?id=15482>

⁹ www.wto.org/english/tratop_e/tp_r_e/s155-3_e.doc



る規制の責任は、各新規加盟国における関係当局から欧州委員会に移管される。紛争についてはルクセンブルグの欧州司法裁判所が担当する。

移行措置は、一方では拡大後に単一市場の統一性を維持しながらも、他方では新規加盟国の抱える個別の問題分野に建設的に対処していく可能性を与えることを目的とするものにとらえられている。移行措置は、それが例外的なものであり、期間と範囲において限定されており、アキ・コミュニテールの適用に向けての段階が明

示されている計画を伴うものである、という前提で承認されている。

税制上の優遇措置、タックスホリデー、税額控除、およびオフショア制度などの財政による補助に関しては、交渉によって一連の措置に合意がなされている。欧州委員会は加盟予定国と緊密に協力し合い、こうした補助措置を適切な期間内に、アキ・コミュニテールに一致させる方法を提供している。

第6章

拡大が日本に及ぼすその他の影響

6.1 貿易保護措置

拡大後の欧州連合（EU）加盟27カ国（EU-27）は、EU全域に単一貿易保護ルールが適用される単一市場を構成することになる。このことは、加盟予定国が国単位でとる貿易保護措置がなくなることを意味している。加盟予定国が適用していた措置はすべて廃止され、それらの国が行っていた進行中の調査も継続されない。

現在のEU25カ国（EU-25）に適用される法律や措置は、自動的に新規加盟国にも適用される。進行中のEUの調査は新規加盟国からの輸出に関するものを除いて、継続して行われる。

拡大によって現行の貿易保護措置が自動的に不適当なものとなるわけではない。拡大の結果、基本的な経済要因が変化する場合においては、事業者は措置の見直しを求めることができる。

EUは、法的および経済的な理由により、拡大後の貿易保護措置の事例が増加するとは考えていない。EUの貿易保護措置の適用は大変限られており、そのうち日本に関係のあるものはさらに少ないという事実をもってすれば、拡大によるこの分野での日本への影響はないと言える。

貿易保護措置

貿易保護措置は、第三国がEUに輸出をする際の不正貿易慣行に対抗するためにある。そのような不正貿易慣行は通常、非EU諸国における歪曲した状況（その理由として、特に不完全な競争や高関税、非関税障壁が挙げられる）に起因する。

EUは、貿易保護措置の適用に関しては非常に慎重である。EUへの輸入全体のうち貿易保護措置が適用されるのは、わずか0.5%であり、日本からの輸入について言えば0.1%以下である。

貿易保護措置は、厳格な法的基準および経済的基準が満たされた場合に限って適用される。EUの基準はWTOの基準よりもさらに厳格であり、拡大後、新規加盟国の措置がEUレベルの措置に置き換えられた場合でも、同様に厳格な基準が適用される。また、セーフガード（緊急輸入保護措置）の発動に関してもEUは従来から控えめな姿勢を取っ

ているが、これも拡大後も変わらない。

拡大によって、現行のEU-25の貿易保護措置の基盤となっている経済的側面が自動的に変わるということはない。拡大によって経済的側面が変わる場合については、貿易保護措置の調整または廃止のための一般的な見直し、あるいは拡大に限定した見直しを要求することができる。EUの厳格な方針として、貿易保護措置の適用は不正貿易慣行によってEUの産業に被害が及んでいる場合に限られる。

一部の貿易相手国の考えに反し、拡大後のEUにおいて貿易保護措置事例が増加するという事前の予測はない。実際、ほとんどの場合現在のEU-25のレベルにおいて貿易問題が生じていないのであれば、拡大EU-27のレベルにおいても状況に大した変化がないと言える。

6.2 二者間協定 — 相互承認協定（MRA）および反競争的行為に関する協力協定

相互承認協定（MRA）は、協定を締結する当事者それぞれが実施する適合性評価の審査結果を双方が承認することを可能とする。MRAによって、輸出業者は輸出の前に輸出先国の基準に照らし、自国内で製品審査を実施し、認証する権利が与えられる。特定の製品に関して、国によって第三者認証が義務付けられている場合、輸入国側は、MRAで規定されている条件の下で、輸出国側ですでに合意された適合性評価機関による試験、認証、あるいは許可を承認することに同意することとなる。これにより、相手国の市場で追加的な手続きを経ることなく製品輸出が可能となる。

日本とEUの間で締結されたMRAは、双方の製品技術規則に適合していることを認証するのに必要とされるコストの削減を目指したものである。同協定は、医薬品、化学品、通信機器、および電気機器の4分野を対象としている。

MRAの対象となる貿易総額は、年間213億6,000万ユーロ（2003年9月の為替レートで2.83兆円）と推定され、同協定の締結は輸出業者にとって年平均4億ユーロ（同530億円）のコスト削減を意味する。同協定は、2002年1月1日に発効し、新規加盟国には加盟後に適用される。

MRAが新規加盟国にも適用されることで、MRAで規定されている条件下で認証された製品がこれらの国で自由に流通することになり、それによって日本は新たな機会を得ることになる。同協定の本文を修正する必要はないが、付属文書に小幅な修正を加える必要がある。

2003年7月10日に、欧州共同体と日本国政府は、反競争的行為に関する協力協定を締結した。同協定は、日・EUの競争当局間の協力と協調を促進することで日本とEUの競争法の効果的な実施に貢献するだろう。

同協定の下、双方は互いに相手方の領域内で行われている反競争的行為に対する取り締まりを要請することができる。同協定は、カルテルとの闘いにおける国際協力を高め、また政策事項および執行力強化や優先項目に関し定期的に討議するための場を提供するものである。

同協定は欧州共同体（EC）によって締結されているため、新規加盟国2カ国が加盟しても、締結当事者は変わらない。よって変更は不要である。同協定の1.2(b)条に基づいて欧州委員会は、最新の加盟国競争当局の一覧表を日本国政府に送付しなければならない。

相互承認協定 (MRA)

新規加盟国が「アキ」を採択することによって、どのような利益が生じるのか？

MRAによってEU域内の輸出業者が享受する、非EU諸国市場へのアクセスにおける貿易円滑化の利点は、新規加盟国にも及ぶようになる。反対に、EUとMRAを締結している第三国の輸出業者も、新規加盟国に対する輸出に関して同様の利益を享受することになる。

新規加盟国による共通通商政策 (CCP) の実施は何を意味するのか？

新規加盟国は、EUが参加している国際協定に自動的に参加することになる。これにはMRAが含まれるが、もし新規加盟国が適合性評価機関 (Conformity Assessment Body=CAB) を指名する意思があるのならば、その指名に関する適切なメカニズムを導入しておく義務が生じる。実際にCABを指名する権限については、いくつかのMRAにおいては、EUとほとんどの新規加盟国の間で締結された「適合性評価に関する欧州協定議定書」 (Protocol to the Europe Agreements on Conformity Assessment=PECA) によって、すでに加盟前に用意されている。これらは、アキ・コミュニテールの実施に基づいており、新規加盟国の適合性評価制度をEUの制度に照らして適合させることを目的としている。他のMRAにおいては、新規加盟国がCABを指名するためには、当該MRAに

おいて設定されている手続きを通じて、第三者側の規制上の要件に関して知識を有していることを明示する必要がある。

第三国に対する義務はどのように尊重されるのか？

MRAによる義務は、新規加盟国の加盟をもって直ちに適用される。新規加盟国は加盟初日から、MRAに基づいて日本で発行された認証を承認しなければならない。新規加盟国どうし、または現加盟国25カ国の認証についても同様である。さらに、MRAには、CABおよび関係当局が、必要かつ適切な技術的能力を有していることを保証するための、調査訪問やピアレビューといった安全確保手段が含まれている。これらの仕組みは、加盟と同時に新規加盟国にも自動的に適用される。

さらに、第三国に関しては次の点も重要である。輸入国における技術上の要件に照らして製品認証を行う新規加盟国のCABの能力について、MRAの共同署名国は異議を唱えることがあり得る。従って、新規加盟国がCABを指名するためには、第三者側の規制上の要件に関して知識を有していることを明示する必要がある。しかし、この問題を域内市場という文脈において解決するためにPECAの仕組みおよび欧州共同体の技術的支援が用意されているのである。従ってアキ・コミュニテールに基づいたMRAの場合にも同様な対処がなされるだろう。

6.3 日・EU間の対話

日本とEUの間には、公式な二者間協定に加えて多くの行政協定および合意がある。新規加盟国は加盟後それらに参加することになる。

- **日・EU行動計画** 2001年12月以来、日本とEUは「日・EU協力のための行動計画」を実行してきている。行動計画には4つの主要目標が設定されている。すなわち、平和と安全の促進、経済・貿易関係の強化、地球規模の問題および社会的課題への取り組み、そして人的・文化的交流の促進である。行動計画の実施状況は、毎年開催される日・EU定期首脳協議において点検されている。
- **規制改革対話** 日本とEUは1994年より、規制緩和に関する双方向の集中的な協

議を通じて、お互いの規制改革への取り組みに積極的に参画している。双方は緊密に協力し、毎年規制改革のための提案リストを相互に提出、また規制改革に関するハイレベル協議ならびに専門家会議を開催している。従って、新規加盟国は欧州委員会を経由して日本に対して規制改革措置を提案することができることとなり、日本は新規加盟国における規制改革に関する提案を行うことが可能となる。

- **日・EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル (EUJBDRT)** 日・EU関係に的を絞り、かつ、より行動志向の貢献を目指して、EUJBDRTは、1999年、日・EUビジネス・ラウンドテーブルと日・EUビジネス・フォーラムとの統合により創

「写真提供 日欧産業協力センター」



設された。EUJBDRTでは、日本とEUの44の主要企業の幹部が年1回の会合を持ち、貿易、投資、および産業にかかわる諸問題を点検し、日本政府およびEUに対して政策提案を行っている。会合では日本とEUを代表する企業のトップが共同議長を務めている。

- **アジア欧州会議 (ASEM) アジア欧州会議 (ASEM)** は、欧州側からEU加盟25カ国ならびに欧州委員会、アジア側からアセアン10カ国 (ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム)

ならびに中国、日本、韓国が参加する非公式な対話・協調プロセスである。ASEM対話は、二地域間の相互尊重と対等なパートナーシップの精神の下、双方の関係を強化することを目的に、政治、経済、および文化問題に取り組んでいる。現在進行中のASEM対話には、2年に一度開かれる首脳レベル会合 (サミット)、首脳会合の行われない年に開催される閣僚レベル会合 (ただし現在は毎年開催されている)、そして実務レベルでの会合と活動が含まれる。ASEM対話への新規参加は、ASEMサミットの場での全会一致によって決定される。

第7章 構造基金および結束基金の利用

欧州連合 (EU) は、加盟予定国、加盟候補国、将来的に加盟する可能性のある国々に対して、的を絞った資金援助を行い、各国の政治・経済・制度改革的の質を向上させる努力を支援している。

7.1 加盟予定国に対する加盟前支援

加盟前構造政策制度 (Instrument for Structural Policies for Pre-accession=ISPA) は、中・東欧諸国がEUの環境基準ならびに運輸基準を満たすことを支援するために、欧州委員会によって立ち上げられた。ISPAの年間予算は約10億ユーロである。ISPAは、低所得加盟国における環境改善と輸送インフラ整備を目的としたプロジェクトに資金を提供する結束基金と類似してい

る。EU域内に設立された日本企業は、構造基金から資金提供されているプロジェクトに対し現在適用されているルールの下で、ISPAのプロジェクトに入札することができる。

ISPAは、2000年から2006年までの7年間にわたって、加盟準備を進める国々に支援を提供する3つの加盟前支援プログラムの1つである。他の2つは、SAPARD (農業近代化および農村開発に対する支援)、およびPHARE (制度構築、コミュニティプログラムの開発、地域・社会開発、そして産業再編/中小企業育成に対する支援) である。

加盟をもって、すべての新規加盟国はEUの地域開発政策の受益国となる。2004年から2006年にかけては、新規加盟国の地域開発に220億ユーロが充てられている。この金額の3分の1は、(ISPAと同様に) 高速道路、廃棄物・排水処理などの、各国ならびにEUにとって重大な輸送および環境への大型投資を支援する結束基金に割り当てられる。約140億ユーロは、地域レベルで利用される4つの構造基金に充てられることになっている。構造基金は、雇用を創造し、あるいは雇用を守る地域インフラの開発と投資(欧州地域開発基金)、人材開発(欧州社会基金)、農村開発(欧州農業指導保証基金)、そして漁業が主要産業である地域の開発(漁業指導基金)を支援する。

7.2 西バルカン諸国に対する支援

南東欧州の再建・開発・安定化のための共同体支援(Community Assistance for Reconstruction, Development and Stabilisation=CARDS)プログラムは、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア、モンテネグロおよび国連安全保障理事会決議1244に基づく Kosovo を含むセルビアの西バルカン諸国が最終

的に加盟するまでのEUの政策枠組みである安定化・連合プロセスの目標とメカニズムを補強するものである。

候補国に認定されているクロアチアは、CARDSの地域プログラムの対象でありつつ、加盟前資金援助により便益を受けている。

7.3 IPA – 2007年以降の新たな加盟前支援制度

欧州委員会は、次期中期財政計画(2007~2013年)の下で、一本化した加盟前支援制度(Instrument for Pre-accession Assistance=IPA)を創設することを決定した。

IPAは、2000年から2006年までに実施された資金援助制度であるPHARE、ISPA、SAPARD、トルコに対する加盟前支援制度、西バルカンを対象としたCARDSのすべてに取って代わるものである。IPAは、加盟候補国(クロアチア、マケドニア旧ユーゴスラビア、トルコ)と加盟候補国になる可能性のある国々(アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、セルビア、モンテネグロ、コソボ)を対象とする。

第8章

シェンゲン協定

8.1 シェンゲン協定と人の自由な移動、移民、査証、庇護

シェンゲン協定に関するアキは、加盟候補国や予定国に、極めて大きな課題を与えている。それは域内国境と称されるEU加盟国間の国境の撤廃を意味しているからだ。域内国境の廃止は、EC条約の第14条(単一市場に関する条項)および第18条(EU市民権に関する条項)においてうたわれている基本的なEU市民権のひとつ、すなわち、EU域内における移動と居住の自由を保障するために不可欠である。しかしながら、域内国境の撤廃に先立ち、特別評価プロセスにより、その当事国がシェンゲン・アキに規定されている「補償措置」を適用する能力があることが確認されなければならない。それは、対外国境管理、査証(ビザ)政策、警察協力、刑事問題における相互支援、コンピュータによるシェンゲン情報制度

(SIS)に参画する能力などに関するものだ。すべての新規加盟国を結ぶ新しいSIS(SISII)が現在開発されている。シェンゲン協定により、大半の加盟国がこの分野における共通ルールを適用しており、それらはすでに共同体の枠組み(EC条約第61~69条)に組み込まれている。実質的には、現行の国境管理に関するアキは、シェンゲンと、特に「対外国境に関する共通マニュアル」の枠組みにおいて、発展したものだ。

8.2 新規加盟国およびEU域内における日本人旅行者の流動性の高まり

新規加盟国は、EU理事会規則No.539/2001を適用しなければならない。この規則は、EUの対外国境を越える際に、国民が査証を保有する必要がある第三国、およびそれが免除される国をリストアップしている。日本国民は、査証の

取得を免除されており、加盟予定国がEU加盟を果たした日以降、3カ月以内の滞在であれば査証の取得手続きを取ることなく、同諸国を旅行することができる。既加盟15カ国と同じ条件の下で、新規加盟国への旅行が可能になるのである。既加盟国と新規加盟国との間の唯一の相違は、既加盟国と新規加盟国の間、および新規加盟国間で国境管理が維持されることである。対照的に、シ

ェンゲン協定およびそれに付随する諸規程を適用する既加盟国(英国とアイルランドを除くすべての既加盟国)の領域内の域内国境で国境管理は存在しない。シェンゲン協定は、労働許可を対象とするものではない。既加盟国同様、新規加盟国でも、日本人およびその他の非EU加盟国の国民のための労働許可は、これまで通りそれぞれの国内政策および法のもとで処理される。

第9章

農業

ブルガリアとルーマニアとの農業分野に関する交渉は、2004年6月に完了した。主要な合意内容を以下に要約する。

9.1 農業の財政および市場に関する側面

2004年に加盟した10カ国は、2004年から2013年までの期間に、EUの農業直接支払い制度を段階的に導入する。直接支払いは、2004年に現行制度の25%から始まり、2005年に30%、2006年には35%となり、2013年には10段階を経て、その時点においてEUで適応されている水準の100%に到達する。2007年にEUに加盟する予定のブルガリアとルーマニアについても、同様の取り扱いがなされ、2007年に25%で直接支払いを開始し、2016年には100%に達する。すべての新規加盟国には、慎重に定められた制限内で、EU直接支払いを各国の補助金により「補填する」選択肢が与えられている。

2004~2006年(ブルガリアとルーマニアの場合は2007~2009年)において新規加盟国は、以下のいずれかの形でEUの直接支払いを補填することができる。

- 2004年(ブルガリアのルーマニアの場合は2007年)にはEU水準の最大55%まで、2005年(ブルガリアとルーマニアの場合は2008年)には同60%まで、2006年(ブルガリアとルーマニアの場合は2009年)には同65%まで補填する。2007年(ブルガリアとルーマニアの場合は2010年)からは、該当年次に適用される段階的導入の水準に30%まで補填することができる。

- 同様の国内制度のもとで、加盟前に各国の農業事業者が生産物ごとに受けとる資格のあった直接支払いの水準まで10%単位で引き上げる。

いかなる場合であっても、既加盟15カ国の直接支払い水準の100%を超えてはならない。新規加盟国には、EUにおいて現在適用されている標準的な直接支払い制度ではなく、一定の期間に限って、切り離された面積払いの方式で共通農業政策(CAP)の直接支払いを自国の農家に与えるという選択肢がある(簡素化した支払い制度)。新規加盟国の年間支払い総額は合意した基準にそって算出され、その金額を使用されている農耕面積で割って求められる。

新規加盟国は、限られた期間において、農村開発を目的とした追加的資金援助を受け取ることができる。ここでは、農村開発プロジェクトにおけるEUの共同出資金の割合がより大きくなっている。加盟直後の必要をよりよく反映させるために調整を加えたり、新たに作られた農村開発措置も存在している。これは、限られた期間において、新規加盟国が、農村開発基金を農村部門の構造改革を促進するための計画に利用できることを意味している。例えば、農家がEU基準を満たすための支援策や、構造改革の過程にある最低生活水準に近い農家に対する支援などが挙げられる。

最近の生産実績を基準にし、また各国特有の事情(干ばつなど)も勘案して、すべての対象生産物について、基準数量(例:割り当て、基本面積)が合

意されている。EU法の一部の採択および実施に関して移行期間が合意されたケースもわずかではある

が存在している。そのような移行期間は例外的なものであり、期間も対象範囲も限られている。

第10章

拡大から2年 — 大きな成功

2004年の拡大から丸2年がたった時点において、欧州委員会は2004年以前に経済的成果として期待されていたものが実現したとする調査を公表した。¹⁰ 2004年の拡大は成功と見なすことができよう。

2004年5月1日、人口総数7,500万の10カ国が新たにEUに加盟した。今や25の加盟国から構成されるEUは、4億6千万人の市民を抱える政治・経済圏となり、旧ソビエト連邦下にあった3つの共和国（エストニア、ラトヴィア、リトアニア）、4つの旧ソビエト連邦衛星国（チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロヴァキア）、旧ユーゴスラビア連邦共和国（スロヴェニア）、2つの地中海の島国（キプロスとマルタ）を含んでいる。2004年の拡大により、EUの国境は広がり、人口と域内所得は増大、文化的、歴史的、経済的多様性も高まった。2年後、平和と民主主義と繁栄が拡大欧州全体に広がった。

取れんと富の創設のプロセスが10年を通して続き、加速されていった。新規加盟諸国は改革と近代化を実現し、自らをダイナミックな市場経済へと変貌させた。EUの加盟国になるという目標が民主化と経済改革の刺激となり、欧州全体に人権と法治体制を根付かせた。加盟がもたらす安定は、EUにおける貿易と投資を増大させ、成長と雇用を押し上げた。その結果、新たな機会が生まれ、企業にはグローバルな環境において競争力を維持する助けとなり、EU全域の消費者には、より大きなより統合された域内市場における、より幅広い選択肢が提供されるようになった。

拡大は新規加盟国のみならず、既加盟15カ国にとっても、近代化を促す力となっている。域内市場の拡大、新規加盟国のEU経済への急速な統合により、民間企業はコストや立地の有利性を

活用し、生産拠点の移転による収益性の向上を求めることが可能になった。その結果、欧州経済全体がより強く、よりダイナミックとなり、熾烈さを増すグローバル競争に立ち向う体制が強化された。

10.1 歴史的背景

EUが15カ国から25カ国へと歴史的拡大を遂げたことは、鉄のカーテンと冷戦により半世紀の間分断されてきた欧州の再統一へとつながる、長い加盟プロセスがついに成就したことを意味する。1989年11月9日にベルリンの壁が崩壊したことにより、東欧の共産主義圏が崩壊した。この出来事こそが、欧州再統一のプロセスの起点であった。その日から、EUと加盟候補諸国は、それぞれの国とEUとの二者間のパートナーシップの下で、力を合わせて拡大の準備を行ってきた。そのパートナーシップにおいては、各国が加盟に伴う義務を引き受けるために何が必要かを基準として、優先順位と綿密なスケジュールが設定された。

正式に加盟申請への呼びかけが行われたのは、加盟を考慮する前に満たされなければならないコペンハーゲン基準が策定された1993年のコペンハーゲン欧州理事会であった。加盟基準が候補国に求めているものは——候補国が民主主義を保障する制度的安定、法治体制、人権、マイノリティの尊重と保護を達成していること；機能する市場経済の存在とEU域内の競争力および市場原理に対応する能力；政治的・経済的・通貨的同盟の目標の遵守を含む加盟国としての義務を遂行する能力——である。

1990年代を通じて、法的・経済的制限が徐々に撤廃され、またEUと各々の候補国との双務的枠組みが欧州協定により確立されるにつれ、候補

国経済のEU統合が斬新的に進んだ。EUは、加盟前戦略を通して、候補国が共同体ルールを採択する作業を援助した。制度、インフラ、経済の発展のための資金援助も行った。

最も準備の整った6カ国（チェコ、エストニア、ハンガリー、キプロス、ポーランド、スロヴェニア）との加盟交渉が、1998年3月31日に始まった。トルコを除く他の候補国（ブルガリア、ラトヴィア、リトアニア、マルタ、ルーマニア、スロヴァキア）との交渉は2000年2月15日に開始した。交渉は、「差別化」の原則、すなわち、各国それぞれの加盟準備の水準に応じた速度で前進することを基本に行なわれた。そのため、交渉期間は、国によって異なっている。

2002年12月のコペンハーゲン欧州理事会において、13の候補国の中で10カ国（チェコ、エストニア、キプロス、ラトヴィア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロヴァキア、スロヴァキア）がEU加盟に必要な条件を満たしているとの判断が下された。そして、2003年4月16日、アテネにおいて加盟条約が調印され、批准手続きの完了後2004年5月1日に加盟を果たした。

10.2 拡大の経済的影響

当初から拡大には多くの期待が寄せられるとともに、さまざまな懸念の原因になってもいたため、新規・既加盟国に拡大がもたらし得る政治的影響を評価するために、いくつかの調査・研究が行われた。その結果は概ね一致しており、拡大から極めて多くを得ることができると指摘された。拡大はすべての加盟国、特に新規加盟国に裨益すると期待され、欧州委員会の上述の調査・研究から導きだされた経験主義的概算がその裏づけとなった。

経済成長は、平均して新規加盟国（1997-2005年の年平均3.75%増）の方が既加盟国（同2.5%）より速い。その結果、新規加盟10カ国の平均所得は1997年の対既加盟15カ国比44%から2005年には同50%になるなど、追い上げも順調である。特に目覚ましい追い上げを見せているのがバルト三国、ハンガリー、スロヴェニアである。

経済の好調は労働市場の状況を改善させ、下降が長く続いていた雇用の減少が、2004年には横ばい、2005年には約1.5%増となった。

過去の追い上げ経験は将来の取れんにとってよい兆しとなるものだ。金融面および制度面の真の統合が続き、EUからの資金の移転が大きく増えるため、新規加盟10カ国の成長率が既加盟15カ国よりも高い状態が続くであろう。

マクロ経済的安定の向上は、経済成長を伴った。経済政策の協調と予算の監視のための汎EU的制度への統合により、新規加盟国における経済政策規律が強化され、インフレ率と金利が下がり、既加盟15カ国の水準に近づいている。また、財政面においても、大半の国において過度の赤字が是正されている。

EUへの加盟は、新規加盟10カ国における労働市場の状況が改善している時期と重なった。加盟により押し上げられた経済成長を背景にして、新規加盟10カ国において、2004年には雇用の減少が止まり、2005年にはおよそ1.5%増加した。リトアニア、ポーランド、スロヴァキアにおいては、雇用の伸びが2%以上増えている。同様に、過去2年間の既加盟15カ国における労働市場の動向も良好である。2004年には雇用の伸びが前年の0.4%から0.6%まで加速し、2005年には0.7%に増えた。

新規・既加盟国間の貿易フローは、加盟前には著しく増大した。欧州協定は、相互主義を基本として、EUと加盟候補10カ国の間に自由貿易を確立したが、それはわずかの部門（食品、繊維、衣類など）に制限が設けられただけで、非対称的に適用された（候補諸国よりもEU側の自由化を加速した）。その結果、EU15カ国は瞬く間に10カ国の主要貿易パートナーとなった。加盟以降は、新規加盟国の貿易における既加盟15カ国のシェアはおよそ62%で安定している。これは、新たに加盟した国々と既加盟国との通商統合が大きく進んだことを反映しており、既加盟15カ国の貿易全体に占める15カ国間の貿易の割合が60%であるため、それを少しではあるが上回っていることになる。製品貿易とは異なり、新規・既加盟国間のサービス貿易には、今のところ加盟による大きな影響は見受けられない。

10 拡大から2年」欧州政策顧問局（BEPA）と経済・金融総局、欧州委員会臨時報告書No.24（2006年）



既加盟15カ国は、新規加盟国に対して、大きな貿易黒字を持ち続けている。新規加盟10カ国の貿易においては、依然として、労働集約的で低い技術に特化したものが圧倒的に多いのに比べ、既加盟15カ国の貿易は高水準の技能や資本を要する製品が主流となっているからだ。

新規加盟諸国のEUへの経済統合が進行する過程において、最も顕著な側面は、同諸国への**外国直接投資（FDI）**の急速な増加である。1990年台半ばまでは取るに足りないレベルであったものが、2004年には対内FDIのストックが新規加盟国全体で1,910億ユーロに達しており、これは同地域のGDPの4割を占めている。既加盟国による投資が主で、ドイツはチェコ、ハンガリー、ポーランド、スロヴァキアにおいて特に活発な投資を行っており、北欧諸国は、バルト三国において積極的な動きを見せている。国別ではオランダが最大の投資を行っており、その後ドイツとフランスが続いている。

新規加盟国におけるFDIストックの大部分がサービス分野に集中しており（55%）、特にキプロスとバルト三国が目立つ。製造業もハンガリーやチェコを中心にかなり大きなシェア（37%）を示している。

以前には事業拠点の移転に関する懸念が表明されていたが、既加盟国から新規加盟国へのフローは前者のFDI全体の中で、ほんの小さな割合を占めているにすぎない。2004年には新規加盟国へのフローは4%であり、15カ国どうしのフローの割合である53%、米国への12%に比べても大変に低い。既加盟国によるFDIの多くが、民営化プログラムにおける買収を目的としており、それまで自国で行ってきた事業活動の代替を伴うものではない。同様に、雇用に関するデ

ータを見ると、既加盟15カ国における1年あたりの転職の中で、事業拠点の移転によるものはわずか1%にすぎず、そのほんの一部が新規加盟国への移転に関連したものであることがわかる。

若干の為替変動にもかかわらず、より安定した**金融環境**が新規加盟国に醸成されているとともに、どの国も重大な金融混乱を回避している。最近の急激な信用供与の拡大が示すように、金融制度は急速に進展している。国境を越える投資と外国銀行の大規模な進出に伴い、銀行部門の統合が進むとともに、競争が高まり、低利のローン（特に住宅ローン）が提供されている。ハンガリー、ラトヴィア、スロヴァキアにおいては、貸し出し金利と借入れ金利の差がユーロ圏の水準（0.5%）にまで縮まっている。全体的に、外国の金融市場へのアクセスが改善されたことにより、新規加盟10カ国の企業や家庭は、より安く資金調達をすることができるようになった。また、企業の売上高、資産、資本の収益性における成長をも刺激し、それが追い上げのプロセスを下支えしている。

新規加盟国の金融部門の規模が比較的小さいために、拡大が既加盟15カ国の金融部門に与える直接的影響は総じて限られたものではあるが、15カ国の金融仲介機関には新たな成長市場とポートフォリオの多様化の改善という機会が提供されている。その良い例がオーストリアであり、同国の銀行は自社資産の25%を新規加盟国の投資に向けている。

新規加盟国からの**移住の流れ**も全体的に小規模にとどまっている。拡大以降、既加盟15カ国における新規加盟国の労働者の数が増加している。しかしながら、その増加にもかかわらず、受入国の労働者人口における雇用を事由に発行

された許可数の割合を尺度にした相対的影響は、むしろ限られている。さらに、新規加盟国からの移住により、既加盟15カ国の労働市場が混乱したことを示す事象も全くみあたらない。最近の感情的な拡大論争を独占していた潜在的脅威は大げさにすぎたのだ。それを実証する根拠もなければ、新規加盟諸国から既加盟15カ国への大規模な移住の可能性は、最近のすう勢を基準にすれば、合理的な理論にそぐわない。

農業部門は、今もなお新規加盟国の経済において大きな相対的重要性を有している。新規・既どちらの加盟国においても、拡大が所得に悪影響をもたらすのではとの恐れは現実のものとはならなかった。それとは逆に、EUの援助とFDIの流入が新規加盟諸国における農業と食品加工業の構造改革と近代化に貢献している。農業市場が拡大した結果、貿易創出効果が貿易転換効果を凌駕している。さらに、加盟により、既加盟国の農家の所得を減らすことなく、新規加盟10カ国の農家の実質所得をかなり押し上げている。

付属資料1：各国のデータ¹¹

加盟予定国

ブルガリア

日本との外交関係：冷戦後断絶していたが、1959年9月に公式文書を交わし、再開した。

日本居住者の数：156人（2005年10月現在）

対日貿易（2005年）

輸出 2,591万ユーロ（ワイン、金属製品）
輸入 3,057万ユーロ（機械、自動車、化学製品）

対EU貿易（2005年）

輸出 53億ユーロ（繊維、衣類、農産品）
輸入 71億ユーロ（機械、輸送機器）

日本からの直接投資

1992-2004年の累計 2,038万ユーロ

日本の経済協力（2004年度末の累計）

円借款 400億7,400万円
無償資金協力 25億8,900万円
技術協力 97億3,400万円

ルーマニア

日本との外交関係：第二次世界大戦後の1959年に外交関係が回復した。伝統的に両国の関係は良好であり、重要な懸案も存在しない。最近では、政治、経済、文化など多様な分野において関係が緊密化している。

日本居住者の数：289人（2005年現在）

対日貿易（2005年）

輸出 1億4,196万ユーロ
（工業製品、
繊維、ワイン）
輸入 1億2,223万ユーロ
（電気機器、金属）

対EU貿易（2005年）

輸出 153億ユーロ
（繊維、衣類、農産品）
輸入 218億ユーロ
（機械、輸送機器）

日本からの直接投資

6,296万ユーロ（2006年4月末までの累計）

日本の経済協力（2004年度末の累計）

円借款 763億7,000万円
無償資金協力 25億2,500万円
技術協力 82億2,400万円

（毎年、日本はルーマニアから60人名近い研修生を受け入れ市場経済や環境保護など分野における教育を行っている）

11 出所 外務省およびJETRO（日本貿易振興機構） * 数字はドルからの換算（レートは\$1=€0.79）

加盟候補国

クロアチア

日本との外交関係：1993年3月に樹立

日本人居住者の数：100人（2006年6月現在）

対日貿易（2005年）

輸出 2,387万ユーロ（水産物、繊維）

輸入 4,620万ユーロ

（自動車、一般機械、電気機械）

日本の経済協力（2004年度末の累計）

無償資金協力 5億2,300万円

技術協力 5億9,500万円

マケドニア旧ユーゴスラビア共和国

日本との外交関係 旧ユーゴスラビア連邦共和国より独立後、1994年3月に樹立

日本人居住者の数：11人（2005年10月現在）

対日貿易（2005年）

輸出 177万ユーロ（タバコ、ワイン）

輸入 932万ユーロ（機械、軽工業製品）

日本の経済協力（2004年度末累計）

円借款 96億8,900万円

無償資金協力 98億3,000万円

技術協力 21億8,800万円

トルコ

日本との外交関係：1924年に日本がトルコを承認した。

日本人居住者の数：1,229人（2005年10月現在）

対日貿易（2005年）

輸出 輸出 17億3,000万ユーロ（タバコ、加工食品、揮発油、クロム鋼、じゅうたん、ガラス製品）

輸入 輸入 2億2,640万ユーロ（通信・化学・光学機器、自動車、機械、鉄鋼）

日本の経済協力（2004年度末の累計）

円借款 5,501億1,400万円

無償資金協力 15億1,700万円

技術協力 375億8,100万円

西バルカン地域の他の国々

アルバニア

日本との外交関係：1981年3月に樹立

日本人居住者の数 5人

対日貿易（2005年）

輸出 50万9,550ユーロ（自動車）

輸入 75万4,450ユーロ（クロム鋼、タバコ）

日本の経済協力（2004年度末の累計）

円借款 69億7,100万円

無償資金協力 39億6,300万円

技術協力 11億5,800万円

セルビア

日本との外交関係：1997年3月20日に樹立

日本人居住者の数：102人（2005年10月現在）

対日貿易（2005年、旧セルビア・モンテネグロとの貿易データ）

輸出 815万ユーロ

輸入 249万ユーロ

日本の経済協力（対旧セルビア・モンテネグロ、2004年度末の累計）

円借款 110億4,000万円

無償資金協力 376億7,200万円

技術協力 12億7,600万円

モンテネグロ

日本との外交関係：2006年6月16日に樹立

日本人居住者の数：4人（2005年10月のデータに基づく）

対日貿易

セルビアの欄を参照のこと

日本の経済協力

セルビアの欄を参照のこと

ボスニア・ヘルツェゴビナ

日本との外交関係：1996年2月に樹立

日本人居住者の数：26人（2005年10月現在）

対日貿易（2005年）

輸出 291万ユーロ

輸入 124万ユーロ

日本の経済協力（2004年度末累計）

円借款 41億1,000万円

無償資金協力 262億900万円

技術協力 34億5,800万円

付属資料 2：日本の中・東欧向け投資¹²

	2003年	2004年
チェコ	185億円	185億円
ポーランド	2,080億円	810億円
ハンガリー	1,290億円	960億円
ルーマニア	6億円	3億円
スロヴァキア	6億円	2億円
スロヴェニア	-	15億円
合計	3,567億円	1,975億円

付属資料 3：中・東欧諸国における日系企業の進出状況

日本貿易振興機構（JETRO）のデータによると、欧州とトルコに所在する日本の製造業者の系列企業数は、2005年12月末の時点で、1,007社である。そのうち173社が中・東欧に所在しているが、大半（162社）がEU新規加盟国に集中している。

EU新規加盟国

チェコ 65 社
ハンガリー 44 社
リトアニア 1 社
ポーランド 42 社
スロヴァキア 10 社

加盟予定国

ブルガリア 1 社
ルーマニア 9 社

その他の東欧諸国

セルビア・モンテネグロ 1 社

¹² 出所 財務省

EU拡大と日本への影響
European Union Enlargement:
The Implications for Japan

2006年10月
発行：駐日欧州委員会代表部
〒102-0075 東京都千代田区三番町9-15 ヨーロッパハウス
Tel: 03-3239-0441
http://www.deljpn.ec.europa.eu
掲載写真はことわりのない限り © European Community, 2006

印刷：株式会社ネクサス・コミュニケーションズ



駐日欧州委員会代表部

<http://www.deljpn.ec.europa.eu>